

## 出張理容届出事項変更届

年 月 日

徳島県東部保健福祉局長 殿

住所

届出者 氏名

電話番号

理容師法施行条例第5条第1項の規定により届け出た事項について次のとおり変更したので、同条第2項の規定により届け出ます。

### 1 変更事項

2 変更の年月日 年 月 日

備考 届出者（県内の理容所に勤務し、かつ、当該理容所の業務として出張理容を行う者を除く。）は、氏名に変更があつたときは、変更後の理容師免許証の写しを添付すること。